

④ 水田の畑地化促進事業の要望調査を行います

問 笠間市農業再生協議会：農政課内(内線 542)

令和6年度に水田を畑地化し、その後継続的に販売用の畑作物を作付けする場合は、下記①②の支援を受けられる可能性があります(ただし、申請した農地は「交付対象外水田」となり、以降は水田転作の補助金を受けられなくなります)。当該支援の申請を希望する農業者の方は、お問い合わせください。

①畑地化支援(高収益作物、その他畑作物)：140,000円/10a ※単年

②定着促進支援：20,000円/10a(加工・業務向けの高収益作物は30,000円/10a) ※5年間の継続支援
なお、申請にあたっては、対象農地が以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・おおむね団地化されていること(隣接した同一作物の圃場^{ほじょう}を合計して高収益作物は1ha以上、その他畑作物は4ha以上)
- ・申請から5年間、継続して作付けをし、販売を行うこと。その後も水稻の作付けを行わないこと
- ・現状で水田機能を備えていること(畦畔^{けいはん}や給水設備が備えられていること)
- ・令和5年度に、水稻または交付対象作物(麦、大豆、野菜等)が作付けされていること(休耕地は対象となりません)
- ・借地である場合、土地所有者の同意を得ていること

※あくまで現段階での予定であり、国の予算状況によっては支援を受けられない場合があります。

※その他、制約事項等があります。

申込期限 令和6年1月15日(月)

⑤ 化学肥料への取り組みを支援します**化学肥料削減に取り組む農業者を支援します**

問 県化学肥料削減緊急支援事業支援金審査デスク TEL 029-301-5338

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料削減に取り組む農業者に対し、価格高騰分の一定割合を支援します。

対象者 化学肥料削減に取り組む農業者

対象肥料 令和5年秋肥分(令和5年6～10月に納品または購入分)

交付額 肥料価格高騰分の3分の1以内(認定農業者等は3分の2以内)

申込方法 電話でお問い合わせください。

申込期間 12月25日(月)まで、および令和6年1月4日(木)～19日(金)

化学肥料の低減に取り組む農業者を支援します

問 農政課(内線 526)

肥料の販売を行う事業者が、化学肥料に代わる堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料を市内の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援します。

対象者 肥料の販売を行う事業者

交付単価 200円(20kgあたり)

※事業者は対象肥料の価格を200円減額して市内の農業者に販売し、減額分が事業者に交付されます。

※対象肥料についてはお問い合わせください。

対象期間 令和6年1月31日(水)販売分まで

申込方法 詳細はお問い合わせください。

申込期限 令和6年1月31日(水)